

報 道 資 料

平成22年12月27日

消費・生活安全課
食品安全推進係
担当：姫野、上嶋
問合せ先：0742-27-8681
内線：3181、3187

大麦若葉末の不適正表示に対する措置

不適正表示（産地偽装）に係る情報に基づき、平成22年11月17日から12月21日にかけて疑義業者に対し調査を実施しました。

この結果、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年5月11日法律第175号。以下「JAS法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき定められた加工食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第513号）第6条第2号及び3号に違反する事実を確認しましたので、JAS法第19条の14第1項の規定に基づく改善指示を行いました。

1. 違反した事業者

事業者名 -----
所在地 奈良県吉野郡
代表者 -----

2. 違反事実

当該業者は、平成17年3月から平成22年10月までの間、大麦若葉末（福井県産・滅菌）と表示して出荷した14,627.3Kgのうち、少なくとも8,916.7Kgは、中国産大麦若葉末を使用していた。

3. 指示内容

- (1) 不適正表示を確認した商品について、正確な販売数量の把握に努めるとともに、販売先に対して違法な行為を行った事実を説明すること。併せて、販売しているすべての商品について、直ちに表示の点検を行い、不適切な表示の食品を発見した場合には、適正な表示に是正したうえで販売すること。
- (2) 不適正表示を行った主な原因として、食品表示に関する認識が著しく欠如していたこと及び品質表示内容の確認と管理体制に不備があると考えざるを得ないことから、これらを含めた原因の究明・分析を徹底すること。
- (3) (2)の結果を踏まえ、品質表示に関する責任の所在を明確にするとともに、社内における品質表示のチェック体制の強化、拡充等の再発防止対策を実施すること。
- (4) 全役員及び従業員に対して、品質表示についての啓発を行い、その遵守を徹底すること。
- (5) (1)から(4)までに基づき講じた措置等について、平成23年1月28日までに奈良県知事あて報告すること。

4. 関係機関への報告

JAS法施行令第12条第3項に基づき、消費者庁及び農林水産省へ報告済み。

【参考】

○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年5月11日法律第175号）（抜粋）

（製造業者等が守るべき表示の基準）

第十九条の十三 内閣総理大臣は、飲食料品の品質に関する表示の適正化を図り一般消費者の選択に資するため、農林物資のうち飲食料品（生産の方法又は流通の方法に特色があり、これにより価値が高まると認められるものを除く。）の品質に関する表示について、内閣府令で定める区分ごとに、次に掲げる事項のうち必要な事項につき、その製造業者等が守るべき基準を定めなければならない。

一 名称、原料又は材料、保存の方法、原産地その他表示すべき事項

二 表示の方法その他前号に掲げる事項の表示に際して製造業者等が遵守すべき事項

2 内閣総理大臣は、飲食料品の品質に関する表示の適正化を図るため特に必要があると認めるときは、前項の基準において定めるもののほか、同項に規定する飲食料品の品質に関する表示について、その種類ごとに、同項各号に掲げる事項につき、その製造業者等が守るべき基準を定めることができる。

（以下略）

（品質に関する表示の基準の遵守）

第十九条の十三の二 製造業者等は、前条第一項から第三項までの規定により定められた品質に関する表示の基準に従い、農林物資の品質に関する表示をしなければならない。

（表示に関する指示等）

第十九条の十四 第十九条の十三第一項若しくは第二項の規定により定められた同条第一項第一号に掲げる事項（以下「表示事項」という。）を表示せず、又は同項若しくは同条第二項の規定により定められた同条第一項第二号に掲げる事項（以下「遵守事項」という。）を遵守しない製造業者等があるときは、内閣総理大臣又は農林水産大臣（内閣府令・農林水産省令で定める表示の方法については、内閣総理大臣。次項において同じ。）は、当該製造業者等に対して、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすることができる。

（以下略）

第十九条の十四の二 前条の規定により指示又は命令が行われるときは、これと併せてその旨の公表が行われるものとする。

○加工食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第513号）（抜粋）

（加工食品の表示の方法）

第4条の2 業務用加工食品の品質に関し、製造業者等が業務用加工食品の容器若し包装放送、送り状、納品書等（製品に添付されたものに限る。以下同じ。）又は規格書等（製品に添付されないものであって、当該製品を識別できるものに限る。以下同じ。）に表示すべき事項は、次のとおりとする。ただし、製造若しくは加工された場所で一般消費者に販売される加工食品の用に供する業務用加工食品又は飲食料品を調理して供与する施設において飲食させる加工食品の用に供する業務用加工食品については、この限りでない。

（1）名称

（2）原材料名

（3）製造業者等の氏名又は名称及び住所

（以下略）

（表示禁止事項）

第6条 次に掲げる事項は、これを表示してはならない。

（1）第3条又は第4条の2の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語

（2）産地名を示す標記であって、産地名の意味を誤認させるような表示

（3）その他内容物を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示

（以下略）